

日介支専協第 1-0347 号

令和 2 年 3 月 2 日

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
都道府県支部長 殿

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会  
会 長 柴 口 里 則  
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第 3 報）（介護保険最新情報 Vol. 773）他  
（ご連絡）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室等より、当協会宛てに別紙の  
通り事務連絡と介護保険最新情報が発出されました。資料を添付しご連絡申し  
上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしく  
お願いいたします。

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
事務局 木村能子 担当：太室悠・寺西紘佑  
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階  
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778  
E-mail soumuka@jcma.or.jp

1. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（介護保険最新情報 Vol. 773）

※「1.」の通知の中には、例えば

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

（答）

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

との記載があります。内容のご確認をお願いいたします。

2. リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について
3. 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について

以上